

消防職員体力維持プログラムを実施しています。

令和6年6月

導入の経緯

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）により、令和5年4月1日から地方公務員の定年年齢の段階的引上げ、役職定年制の導入等が施行されました。

消防の職務は、消火、救助、救急等の24時間即応体制を維持しなければならず、その特殊性などから、加齢に伴う体力・身体機能の低下が職務遂行に支障を来す職務、いわゆる「加齢困難職種」とされています。

将来にわたって安定した消防行政サービスを提供するためには、消防職員として必要な体力・身体機能を維持することが重要であることから、令和6年5月から「体力維持プログラム」を導入しました。

概要

体力維持プログラムは、すべての非現場業務（日勤、指令業務）の職員を対象に、各消防署（分署を含む。）において、**高齢職員となって以降も災害現場で活動できるための体力錬成等を平日の夕方に行うもの**です。



住民の皆さまへ

当組合では、新たな定年制度に対応し、住民の皆さまが「安全・安心を実感できるまち」の実現を目指していきます。

ご理解いただきますようお願いいたします。